

▼問い合わせ 福祉課トータル  
サポート推進担当(内線285)



杉山 義成 氏

**厚生労働大臣から  
表彰されました**  
多年にわたり戦没者の顕彰な  
どの援護事業に貢献された功績  
により、行田市遺族会会長の杉  
山義成氏(須加)が、厚生労働  
大臣から表彰されました。

## ご利用ください 就学援助費

経済的な理由により就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

### ▶対象

- ・市民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
- ・その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

**▶援助内容** 学用品費、給食費、修学旅行費、医療費など

※詳細は市ホームページをご覧ください。

**▶相談・申請・問い合わせ** 各学校または教育総務課財務施設担当 ☎ 556-8311

## ご存じですか 教育振興奨励金

市では、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

**▶申請期間** 2月1日(水)～17日(金)

### ▶対象

- ①学校教育関係(学校教育の充実、向上のための調査および研究に関する事業)
- ②社会教育・社会体育関係(社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業)

### ▶交付限度額

①学校教育関係

【個人の場合】…50,000円

【団体の場合】…100,000円

②社会教育・社会体育関係

【個人の場合】…50,000円

【団体の場合】…200,000円

**▶申し込み・問い合わせ** 教育総務課総務担当

☎ 556-8311

## 平成29年度 小・中学校の きらきらサポーターを募集します

市では、小・中学校の特別支援学級などで、児童・生徒に対し学校生活上の補助を行う「きらきらサポーター」を募集します。資格は特に問いません。特別支援教育に理解のある方、子供たちに関わる仕事の経験がある方をはじめ、多くの方の応募をお待ちしています。

**▶勤務時間** 原則、勤務校の始業時刻から終業時刻まで(夏休みや冬休みなど長期休業日は勤務なし)

**▶勤務場所** 市内小・中学校

**▶賃金** 時給860円(交通費などの支給はありません)

**▶選考方法** 書類審査および面接(2月上旬～中旬)

**▶申し込み** 学校教育課で配布している指定の履歴書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、1月25日(水)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会学校教育課

**▶問い合わせ** 同課指導担当 ☎ 556-8316

## 入学準備金貸付制度について

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

**▶申請期間** 2月1日(水)～20日(月)

### ▶貸付金額

①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合  
…300,000円

②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合  
…200,000円

**▶対象** 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方

### ▶申請時に添付する書類

- ・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
- ・家庭調書
- ・住民票の写し(世帯全員)
- ・承諾書

### ▶貸し付け決定後に提出する書類

- ・借用書※連帯保証人が必要です。
- ・入学許可書または合格通知書

**▶返還方法** 3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い

**▶申し込み・問い合わせ** 教育総務課総務担当

☎ 556-8311

## 小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、次に該当するときは保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

### ▶区域外就学(指定学校変更)許可基準

願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業まで	—
学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	—
住宅新築および転居予定	全学年	自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入・転居予定があり、通学に支障がない場合	入居予定日まで	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書
両親共働きなど留守家庭	全学年	保護者が共働きなどにより留守となる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区	その年度の3月31日まで(毎年申請が必要)	勤務証明書または営業証明書
身体的および精神的理由	全学年	身体的理由により、指定学区外の学校に就学する場合 登校拒否が客観的に予想される場合	証明書または意見書の内容に基づき許可期限を決定	医師の証明書(身体的理由) 学校長の意見書(精神的理由)
家庭の事情により、住所異動ができない者	全学年	市内に居住していることが証明され、学区内の学校へ就学する場合	住民登録が行われるまで	賃貸契約書または民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する者	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで	—
地域の事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域(許容地域)	卒業まで	—

### ▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成29年度に入学する方については、2月17日(金)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方については、随時受け付けます)。

**▶相談・申請・問い合わせ** 同課総務担当 ☎ 556-8311

## 消防協力者に感謝状を贈呈



左から、坂本輝男さん、坂本奈美子さん、杉山消防長、亀井悦美さん、亀井大嗣さん

11月22日に消防本部で消防協力者の表彰が行われ、坂本輝男さん・奈美子さん(荒木)、亀井悦美さん・大嗣さん(谷郷)に杉山消防長から感謝状と記念品が贈られました。

坂本さん夫妻は9月17日午前7時ごろ、荒地内の見沼代用水で流されていた男性を発見、通報するとともに協力し救出しました。亀井さん親子は9月23日午後9時過ぎ、谷郷地内の酒巻導水路内で転落し流されていた女性を迅速に救出し、救急隊に引き継ぎました。いずれも的確な状況判断と迅速な対応が尊い命を守り、勇気ある行動は賞賛に値するものであることから感謝状を贈ることとなりました。

**▶問い合わせ** 消防本部総務課 ☎ 550-2119

## 第68回埼玉県消防協会定例表彰式



公益財団法人埼玉県消防協会坂田秋雄会長から表彰を受ける高野英男消防団長

10月27日、さいたま市民会館うらわホールで第68回埼玉県消防協会定例表彰式が行われ、行田市消防団が消防団活性化事業特別表彰を受けました。

これは、今年度消防団員が増員した団体に贈られたものです。このたび、県内で5団体が受章対象となり、5団体を代表して高野英男消防団長が受領しました。

今後も、消防団が地域防災の中心となり、さらなる市民の安心安全に寄与していきます。

**▶問い合わせ** 消防本部総務課 ☎ 550-2119